

# 沖縄県立芸術大学奨学生候補者選考規程

令和4年12月7日  
沖芸大規程第130号

(目的)

**第1条** この規程は、奨学生候補者を選考するために必要な事項を定め、奨学業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の種類)

**第2条** 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本学生支援機構奨学生
- (2) 沖縄県立芸術大学芸術振興財団奨学生
- (3) その他の奨学生

(選考の方針)

**第3条** 奨学生候補者は、人物、学業成績とも優れ、経済的理由により修学に困難があると認められる者の中から選考するものとする。

(選考の時期)

**第4条** 奨学生候補者の選考は、毎学期始めに行うことを原則とする。ただし、学期始めに奨学生候補者の選考を行うことができない場合は、随時行うこととする。

(提出書類)

**第5条** 奨学生を志願する者は、次の書類を指定された期日までに提出しなければならない。ただし、奨学事業を実施する機関が求める書類が指定されている場合は、その規定に基づくものとする。

- (1) 奨学生願書
- (2) 所得証明書
- (3) その他大学が指定した書類

(選考の基準)

**第6条** 人物の評価については、学生生活の全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、今後引き続いて高等教育の修学に十分耐え得るものと認められること。

2 学業成績の評価については、奨学事業を実施する機関において定めがある場合を除き、次に定める成績評価換算表により算出したGPA（履修登録科目のGPの平均値）が原則2.8以上であること。ただし、学部1年次の学生が志願する場合は、出身高等学校の評定平均値が原則3.5以上、修士及び博士課程1年次の学生が志願する場合は、出身大学のGPA又は評定平均値が原則2.8以上であることとする。

なお、成績評価換算表により算出したGPAで表せない場合は、特に成績が優秀と認められる者であること。

成績評価換算表（1単位を基準とする）

評語	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
G P	4	3	2	1	0

$$GPA = \frac{\text{(履修登録科目のGP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{履修登録総単位数}}$$

3 家計の状況の評価については、奨学事業を実施する機関において定めがある場合を除き、日本学生支援機構奨学生第一種選考基準を適用する。

4 個別の審査基準がある奨学金は、その基準に則り選考する。

(選考の方法)

**第7条** 奨学生候補者の選考は、大学学生委員会において、書類審査で行うものとする。

ただし、奨学事業を実施する機関が定める推薦枠を超えない又は推薦枠の定めのない場合は事務局で書類審査を行い、大学学生委員会へ報告をし、承認を得るものとする。

2 大学学生委員会で必要と認めた場合は、書類審査のほかに面接、実技審査等を行うことができる。

3 大学学生委員会は、面接、実技審査等による選考について、各学部又は各研究科に委任することができる。委任を受けた学部又は研究科はその結果を大学学生委員会へ報告するものとする。

4 人物、学業成績は、それぞれの基準を満たしていれば、原則として同一評価とするものとする。

5 奨学生候補者について、順位を定める必要がある場合は、奨学事業を実施する機関において定めがある場合を除き、家計の困窮度によるものとする。

6 大学学生委員会は、候補者を選考して、学長に報告する。

7 学長は、大学学生委員会からの報告に基づいて、奨学生候補者を推薦する。

**第8条** この規程に定めるもののほか、奨学生の選考に関し必要な事項は、大学学生委員会の議を経て学長が定める。

## 附 則

この規程は、令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 附 則

1 この規程は、令和6年7月23日から施行する。

2 奨学生選考対象者に異なる成績評価基準の学生が混在する場合は、この規程の第6条2項に規定された成績評価換算表を下記換算表に読み替え、「秀」及び「優」を同等に取り扱うこととする。また、その場合、成績評定平均値は原則2.0以上とする。

成績評価換算表（1単位を基準とする）

成績評価	秀・優	良	可	不可
換算点	3点	2点	1点	0点

$$\text{学業成績評定平均値} = \frac{\text{(履修科目の成績評価換算点} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{履修登録総単位数}}$$